

平成18年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

支給対象年齢が、これまでの小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡充され、併せて、所得制限が引き上げられます。

認定請求の手続きが必要になります

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、市町村の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日まで受け付けたものに限り、特別的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者の皆様
(平成8年4月2日～平成9年4月1日生まれ)

これまで、その児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、特に手続きをする必要はありません。これに該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要になります。

平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様
(平成6年4月2日～平成8年4月1日生まれ)

これまで、児童手当を受給し

児童手当制度の概要

☆児童手当の目的

児童手当制度は、児童を養育

し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることになります。

●支給月額

・第1子＝5千円

・第2子＝5千円

・第3子以降＝1万円

●支給時期

児童手当は原則として、毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

●支給対象

児童手当は、12歳到達後の最

初の3月31日までの間にある児

童（小学校修了前の児童）を養

育している方に支給されます。

●支給制度の仕組み

児童手当は、12歳到達後の最

初の3月31日までの間にある児

童（小学校修了前の児童）を養

育している方に支給されます。

●支給手続き

児童手当は、12歳到達後の最

初の3月31日までの間にある児

童（小学校修了前の児童）を養

育している方に支給されます。

●支給手続

児童手当は、12歳到達後の最

初の3月31日までの間にある児

童（小学校修了前の児童）を養

育している方に支給されます。

※詳しくは市児童福祉課（公務員の方は勤務先）にお問い合わせください。

- 所得制限の引き上げにより、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

■認定請求書に必要な添付書類

- 健康保険被保険者証などの写し（申請者が厚生年金などの加入者の場合）
- 所得証明書（その市町村にそこの年の1月1日に住所がなかつた場合）
- 児童手当は、児童を養育するなど

●支給手續

児童手当は、12歳到達後の最

初の3月31日までの間にある児

童（小学校修了前の児童）を養

育している方に支給されます。

◆受付場所及び問い合わせ先

市伊奈庁舎児童福祉課

☎ 58-2111 (内線1163)

国民年金加入者	扶養親族などの数	所得制限度額
0人	460万円	
1人	498万円	
2人	536万円	
3人	574万円	
4人	612万円	
5人	650万円	

厚生年金などの加入者	扶養親族などの数	所得制限度額
0人	532万円	
1人	570万円	
2人	608万円	
3人	646万円	
4人	684万円	
5人	722万円	